

## 一般取引資料せんの 提出のお願いについて

税務署では、適正・公平な課税の実現のため、各種の資料情報の収集に努めており、例年8月頃に管内の事業者の方へ、売上、仕入、費用及びリベート等に関する資料の提出をお願いしています。

本年においては、令和7年8月20日（水）に依頼文書の発送を予定していますので、資料提出への御協力をお願いします。

なお、提出期限は令和7年9月19日（金）です。

おって、提出に当たっては、e-Tax又は光ディスク（CD又はDVD）に格納して提出いただくよう御協力をお願いします。

### 【提出対象期間】

提出対象期間は、「直前に終了した事業年度分」です。

例：3月決算法人の場合 … 令和6年4月から令和7年3月

### 【e-Tax 又は光ディスクで提出する資料せんの作成・提出方法】

本年から e-Tax による提出が可能となりました。

作成・提出方法については、札幌国税局ホームページの『税に関する情報』から『一般取引資料せんの提出』を参照ください。

ホームページの更新日は令和7年8月20日（水）です。

(<https://www.nta.go.jp/about/organization/sapporo/shiryo/index.htm>)



### 【資料せんに関するお問合せ】

資料せんの作成方法など御不明な点については、対象の方へ送付した提出依頼文書「売上、仕入、費用及びリベート等に関する資料の提出のお願いについて」に記載されている税務署又は業務センター室の担当者までお問い合わせください。

なお、e-Tax に関することは、e-Tax ヘルプデスクにお問い合わせください。